

令和8年度 第1回 目黒区居住支援協議会 議事要旨

名 称	令和8年度 第1回 目黒区居住支援協議会
日 時	令和8年8月6日（木） 午後3時～午後4時30分
場 所	目黒区総合庁舎4階 政策会議室
出 席 者	（委 員）石渡和実会長、村山武彦副会長、山本美香委員 竹内聡子委員、城市恵子委員、松原辰昭委員、水野恭子委員、 鈴木史高委員、手塚康弘委員、貝塚克己委員（欠席：北本佳子委員） （区委員）保坂健康福祉部長、照井都市整備部長、関田健康福祉計画課長、橋川福祉総合課長、 長島高齢福祉課長、有吉障害者支援課長代理（出野係長）、小見生活福祉課長、 稲葉こども家庭センター長代理（松尾係長）、岩谷住宅課長 （欠席：村田子ども若者課長、小林都市計画課長）
次 第	1 開会 2 委員紹介 3 会長・副会長の選任 4 議題 （1）令和7年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績 （2）令和7年度 住宅課における居住支援実績 （3）税制改正に伴う住居確保給付金における収入基準額の変更について （4）令和7年度 目黒区居住支援セミナーの開催報告 （5）各委員からの情報提供 5 その他 6 閉会
配付資料	・次第 ・資料1 令和7年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績 ・資料2 令和7年度 住宅課における居住支援実績 ・資料3 税制改正に伴う住居確保給付金における収入基準額の変更について ・資料4 令和7年度 目黒区居住支援セミナーの開催報告 ・参考資料1 目黒区居住支援協議会設置要綱 ・参考資料2 目黒区居住支援協議会委員名簿 ・参考資料3 令和6年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績
議事及び質疑応答	
（1）令和7年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績 事務局より、資料1に基づき説明。 ・民間賃貸住宅へ転居した障害者の方に対して、どのような支援を行っているのか。 ⇒住まいの相談員が収入状況等詳細に確認し、委託事業者と共同して不動産事業者への同行支援や物件探しを行う。また、必要に応じて生活保護や福祉サービスへ連携する等、包括的な支援を行っている。 ・転居支援中の件数が増加しているが、転居先の確保が難しくなっているのか。 ⇒家賃上昇等の影響により、低所得者の住まい探しは年々厳しくなっていると認識している。 ・ひとり親世帯の相談件数が増えている要因は何か。 ⇒住まいの相談支援の周知が進み、庁内からの紹介件数が増えたことが主な要因と考えている。	

(2) 令和7年度 住宅課における居住支援実績

住宅課より、資料2に基づき説明。

- ・生活保護受給者について、住宅扶助の特別基準を適用するケースはあるのか。

⇒生活保護支給額については国の実施要領に基づいて特別基準の要件が決まっており、適用可否について、ケースごとに個別に検討している。その金額を踏まえて転居先を検討してもらっている。

- ・高齢者等居住あんしん補助の利用実績が少ない理由は何か。

⇒対象者が限定されることに加え、保証制度や保険加入の手続き負担等も影響していると考えられる。

- ・住宅課の民間賃貸住宅の情報提供事業と、福祉総合課の住まい相談のどちらをどのような場合に案内すればよいか。

⇒民間賃貸住宅の情報提供事業に該当するには一定の要件があるが、双方で連携しながら必要な制度案内や支援を行っているため、どちらの部署に連携いただいても構わない。

- ・民間賃貸住宅の情報提供事業における「登録」とは何か。

⇒住宅課へ来庁のうえ希望条件等を登録した方を対象として情報提供を行っており、登録者は各種住宅支援制度の対象となる。

- ・各種家賃助成事業において、決定件数が募集数に満たない理由として挙げられている、必要書類が揃わない事例に対してどのようなフォローをしているのか。

⇒本人が認知症の場合等、事例により福祉総合課等とも連携しながら申請支援を行っている。

- ・家賃等債務保証料助成事業の利用実績が少ない理由は何か。

⇒区と協定を結ぶ保証会社の利用が件数としてカウントされるが、他の保証会社を利用したケースが多い。他の保証会社を断られた場合に、区と協定を結ぶ保証会社を紹介している。

- ・住まいの相談窓口で相談された方の情報を住宅課とも共有し、各種助成事業の活用へ繋げるなど、他区の事例も参考にしつつ、福祉部局と住宅部局の連携体制を強化してほしい。

(3) 税制改正に伴う住居確保給付金における収入基準額の変更について

事務局より、資料3に基づき説明。

質疑応答は特になし。

(4) 令和7年度 目黒区居住支援セミナーの開催報告

事務局より、資料4に基づき説明。

質疑応答は特になし。

(5) 各委員からの情報提供

各委員より、日頃の活動を通じた住まいに関する課題や現場の状況について情報提供があった。

- ・不動産事業者へ相談することに心理的なハードルを感じる方も多いため、相談者を円滑につなぐ仕組みづくりが必要である。
- ・家賃や建築費の上昇により住宅確保要配慮者の住まい探しはさらに困難になっているため、居住支援の充実が必要である。
- ・立退き相談の際には、借家人の権利や事業者側の対応責任について丁寧な説明を行ってほしい。
- ・高齢男性の孤立防止や地域参加促進に向けて、地域との接点づくりや声掛けの取組を進めていく必要がある。南部地区では現在高齢男性を対象としたヒアリングを行っている。

その他連絡事項

- ・次回の目黒区居住支援協議会の日程は、会長と調整のうえ決定し、後日通知する。

以 上